

2010/7/8

カナダの二段階型クラスアクションの構造 ブリティッシュ・コロンビア州を中心として

大村雅彦（中央大学）

はじめに

ブリティッシュ・コロンビア州（以下、BC 州）のクラスアクションは、二段階型の手続として立法されている（この点はオンタリオ州などカナダの他の諸州においても基本的に同様である）。すなわち、第 1 段階は、共通争点について審理・判決する手続であり（BC 州クラス訴訟法 25 条・26 条）、第 2 段階はクラス構成員の個別争点を解決し、個別的な救済の実現につなげる手続である（同 27 条）。

もっとも、判決で処理される事件はほとんど存在せず、原告側が一部でも勝訴する事件はほぼ例外なく手続の第 1 段階において和解で決着がつくため、第 2 段階の手続についてはいまだ実務慣行が確立されているとはいえないが、ここでは、法律、若干の文献およびヒアリング結果に基づいて手続の基本構造のみを概観する。

BC 州では、1996 年のクラス訴訟法(Class Proceedings Act 1996)制定から現在（2010 年 5 月）に至るまでの間に、クラスアクションとして認可された事件の数は 73 件である。そのうち、41 件は和解で終結した。本案に関して判決が下されたのは、8 件である（残りは却下、取り下げ、未決等）。判決のうち、原告勝訴判決が 4 件、被告勝訴判決が 4 件である。原告勝訴の 4 件は、すべて同 26 条に基づく共通争点判決（judgment on common issues）である（総額賠償の判決事例はない）。

第 1 段階の手続 = 共通争点の解決

（1）訴状

基本的に通常の訴状と変わらず、請求する権利の発生原因と求める救済の種類・内容が記載される（4 条(1)(a)は訴状で cause of action を特定することを求めている）。それに加えて、「クラス訴訟法に基づく訴えである」旨を明記しなければならない。

いわゆる請求の特定をどこまで要求するかは 1 つの問題であるが、日本的な厳格性にこだわると理解困難となる。例えば、クラス構成員としての個人個人は特定されないし、請求総額の明示も必ずしも要求されない。請求総額については州によって異なり、オンタリオ州では一応明示しなければならないが、BC 州では明示は要求されない。ただ、総額を明示するといっても、クラス構成員の人数や個々の請求額が不明な場合は、その数字は実際上かなり当てずっぽうな仮の数字にならざるを得ない。総額を明示しなくても提訴手数料や事物管轄については技術的に解決可能。

(2) 共通争点

共通争点の存在は認可の要件である。その優越性・支配性は明示的には要件とされていないが、共通争点の公正で迅速な解決のための方法としてクラス訴訟が望ましい手段であるといえることが必要である(4条(1)(c),(d))。共通争点は原告が一応訴状で提示するが、認可の申立て(2条(2))の段階で原告側はさらに補充可能のようである。共通争点は、主に、請求原因を構成する諸要素のうちクラスメンバーに共通するものを抜き出して、イエスまたはノウで回答できる疑問文の形式を取るのが通常のようなものである。例えば、次のような形式である(事案は、少額・短期の貸付けを全国展開する消費者金融業者を被告とする不当利得返還請求、「商慣行および消費者保護法」等に基づく損害賠償請求など)。

(a) 被告が課金した融資手数料は、刑法 条に規定された利息に該当するか?

(c) 被告の標準書式の条項に従って融資手数料を徴収したことは、刑法 条に違反する率の利息の収受にあたるか?

(d) (c)に対する回答がイエスの場合、クラスメンバーから当該融資手数料を徴収することによって被告に不当な利得が生じたか?

(j) (h)または(i)への回答がイエスの場合、被告は、「取引慣行法」 条および「商慣行および消費者保護法」 条に定める悪質な取引行為によって何らかの損失または損害を被ったクラスメンバーに対して損害賠償の責任を負うか?

クラス訴訟としての認可要件の1つとして、遂行可能な訴訟運営計画(litigation plan)を原告側が提出することが求められ(4条(1)(e))、認可の判断要素となる。

認可決定の必要的記載事項は次の通りである(8条(1))。

(a) クラスを識別するための特徴を記述することによるクラスの特定

(b) クラスの代表原告の指名

(c) クラスのために主張された請求権の種類

(d) クラスによって求められた救済の内容

(e) クラスの共通争点

(f) クラス構成員がクラス訴訟からオプトアウトすることができる方法と期限

(g) プリティッシュ・コロニア州民でない者がクラス訴訟にオプトインすることができる方法と期限

認可または不認可の決定は、独立して上訴の対象となる。認可決定が確定すると、そこに示された共通争点についての審理が行われる。

共通争点に関する裁判は、通常通り判決理由を記述した後、前述のような形式の各疑問文に対して、裁判所がイエスまたはノウの結論を示す形をとる。

共通争点に関する裁判は、「終局判決」とされており、上訴が可能である(ここで終局判決というのは、単に独立して上訴の対象になるという意味にとどまり、手続を終了させ

るという意味ではないと解される)

共通争点に関する判決は、通常は「確認判決」であるといつてよい。ただ、必ずしも確認判決と決まっているわけではなく、被告に現実に何らかの給付を求める効果を持つ内容の共通争点を設定することが特に禁止されているわけではないという。

共通争点に関する判決は、被告と、オプトアウトしなかったクラス構成員を拘束する (26 条)。この拘束力は「既判力」(res judicata)であるとされている。

第 2 段階の手続 = 個別争点の解決

(1) 個別争点の解決のための手続

第 1 段階の共通争点について原告勝訴の判決が出ると(実際にはそのような判決が出る前に) 和解が成立するのが通常と思われるが、和解が成立しない場合には、第 2 段階として、個別争点の解決を行うことになる。それは、クラス構成員が多数であると、きわめて煩瑣な手続になる恐れがある。そこで、法律は、個別争点については事件の個性に応じて多様な手段で処理することを許容しており、 裁判所がみずから審理を続行すること、 独立の専門家(experts)を指名して裁判所規則に従って審理を行わせ、その結果を裁判所に報告させること、あるいは、 両当事者の同意を得て、その他の何らかの方法で個別争点を解決させることが可能とされており (27 条(1))。いずれにしても、裁判所はその裁量で手続の一部省略など簡素化を図るとともに、「最も安価で最も迅速な方法を選択しなければならない」と法は命じている (27 条(3))。

の専門家 (referee, registrar などと呼ばれる) としては、他州の例をみると弁護士が選任されることが多いが、法律問題が第 1 段階ですべて解決されていれば、法律以外の専門家でもよく、たとえば、身体的被害状況を判定するだけならば、医師を medical arbitrator として使うこともできるという。専門家の判定結果に対する裁判所への不服申立ては、上訴裁判所の許可にかかる裁量上訴制がとられている (36 条(4))。

BC 州では、第 2 段階の個別争点の審理手続のあり方について (27 条に基づいて) 判断が示されたのは、約 15 年の歴史の中で 1 件だけである。原告が勝つケースは基本的に第 1 段階において和解で解決されるため、第 2 段階についてはまだ実務慣行が確立されていない。

[上記の 1 件の事件では、裁判所は少額裁判所の裁判官を referee に任命して少額訴訟の手続で個々のメンバーの請求を扱わせようとしたが、上訴の結果、referee としての立場で少額訴訟を主宰することはできないとして覆された]

(2) 個別争点の ADR 的処理の考え方

BC 州には、強制調停 (mandatory mediation) の制度がある。共通争点についての第 1 段階で和解が成立した場合は、個別争点ないし分配についても通常は合意がなされ、和解に基づいて強制調停が活用されているようである (強制調停は、一方の当事者が調停

を申し立てれば他方の当事者はこの手続に応じる義務があり、合理的な理由なく応じない場合には、コンテンプトの制裁が可能という制度である。調停であるから、解決内容については同意しない自由があるが、BC州では75%ぐらいの確率で成立している。そこで、第1段階で原告勝訴の判決が出された後に当事者間の和解が成立しない事件でも、第2段階はこの強制的調停を活用し、この方法で調停が成立しなかった事件についてのみ referee などによる審理手続を使うことが望ましいという意見がある。さらに、強制調停の前に、まず、原告側の弁護士が、個別損害の届出方法、賠償額の算定方法、賠償金の支払方法などを記載し、金額記入欄等を設けた書式を作成し、裁判所の手承を得て、各クラス構成員に提供し、各人が自己の基本データとともに被害額を記入して被告側に提案する。被告側がこれに異論を唱えなければ、この書式に従って支払が行われる。被告側が同意しない場合には、被告側が対案として新たな書式を作る。このようにして書式に従って書面手続で簡易に（個別の被害者の負担を軽くして）個別の権利の救済をできるだけ進め、これによって合意が得られずに、残ったケースについて、強制調停を活用することが望ましいともいわれる。これらの提案は、前述（27条）の の活用案と考えられる。

（3）オプトイン的性質

第2段階が、書式のやり取りを通じた和解、調停、referee 等による簡易かつ柔軟な審理、裁判所による本格的な審理のいずれで取り扱われる場合でも、この段階では、クラスメンバーの積極的な手続加入が必要であり、加入した者にだけこれらの手続の効力が及ぶ。その意味で、第2段階の審理手続は本質的にオプトイン型であるとされる。

つまり、BC州のクラスアクションは、第1段階をオプトアウト型、第2段階をオプトイン型とする二段階型であるといえる（オンタリオ州など他州も基本的に同様）。

総額賠償判決（Aggregate Awards）

（1）総額賠償の要件

BC州において第1段階で原告勝訴の総額賠償判決をすることができるのは、次の要件を満たす場合に限られる（29条(1)）。

- (a) 一部またはすべてのクラス構成員のために金銭給付が請求されていること
- (b) 被告が負うべき金銭的責任の額の査定が唯一の争点であり、それ以外の事実上または法律上の争点が残っていないこと、かつ、
- (c) 一部またはすべてのクラス構成員に対する被告の責任の総額または一部額が、個々のクラス構成員による立証がなくても合理的に認定することができること

また、この要件具備の判定をするに先立ち、裁判所は、被告に個別的立証の必要性などの反論の機会を与えなければならない（29条(2)）。

(2) 適合する事案

この規定によると、総額賠償判決ができるのは、賠償額の算定以外の法律上・事実上のすべての争点についてすでに決着がついており、かつ、賠償額についても、個々のクラスメンバーによる被害額の立証がなくても、被告の有する記録・資料などからその総額を確定できる場合である。すなわち、責任論のみならず損害論も共通争点として処理することができ、個別争点がなくなる事件に限られる（なお、分配段階で問題となり得るクラスメンバーに該当すること自体の立証は、個別争点とはみられていないようである）。

具体的には、金融機関やクレジット会社の overcharge の事件、すなわち、利息や手数料などのとりすぎに関する事件がその典型例といわれる。こうした事件では、被告のコンピュータ記録からクラス全体にどれだけ過剰な利率を適用したかが分かるので、それによって損害総額を算出し、各人にはそれを割り振って被害額を算出できる。これに対し、プレスト・インプラントのような事件は個別性が強く、各人が自分の症状を立証しなければならないので、総額賠償の要件に該当しない。

ただ、被告は負けそうな状況になると敗訴判決を避けるために和解に応じてしまうので、すべて途中で和解が成立してしまい、BC 州で総額賠償判決が出された具体例はまだないとされている。（なお、アメリカではカリフォルニア州で総額判決の例が 1 件あるといわれるが、実際には、勝訴判決を探し出すこと自体がきわめて困難である。）

(3) 総額判決の分配の方法

総額判決の先例がないので、その分配を実施した例もないのであるが、法律によれば、総額賠償判決をする場合、裁判所はその分配の方法についても指定することになる。これには、クラス構成員への平均的・割合的分配（31 条。個々人に支払うべき金額を正確に算出できないときなどに許容される）、個別的分配（32 条）のほか、残額についてはいわゆる近似分配（cy-pres）も許される（34 条(1)）。ただ、判決による cy-pres の実例はまだないようである。さらに、分配の方法について 33 条、残額の処理方法につき 34 条。

ちなみに、総額賠償の和解が成立する場合、分配やその方法も合意で取り決めることができ、通常は、claim administrator が分配手続を行う（総額判決の規定だが、33 条 2 項(c)参照）。claim administrator として委託を受けるのは、約 8 割がクラスアクション管理の専門会社である。有名な会社としては、最大手のクロフォード・クラスアクション・サービス、そのほかに、デロイト、ローラ・ブルーノなどがある。これらは元々、損害査定会社や経理会社である。原告の代理人弁護士に claim administrator の役割を委託する事件もある（約 1 割）。原告の代理人弁護士に委託するのは、その方が費用が安く上がるからである（弁護士は報酬の範囲内で分配事務も行う）。したがって、賠償金総額や事件規模の小さな事件で使われる。逆に、被告が巨大企業である場合は、顧客対応専門の部門があるので、業者を使う必要がなく、分配も被告自身が行う（約 1 割）。その場合は、監視の方法などを裁判所が指定する必要がある。しかし、通常は、クラスアクション管理専門会社が分配を行っている。以上